

野田市での

令和8年4月1日受付スタート!

結婚新生活に係る住居費・引越費用を補助します!



※受付は月曜から金曜日までの8:30から17:15まで(祝日、年末年始は除く。)

※予算には限りがありますので、申請はお早めに!

(補助対象)
**住宅の取得費
賃料、敷金、礼金、
共益費、仲介手数料**



(補助対象)
**新婚生活のための
引越費用**



補助の対象となる夫婦

次の①~⑦の全てに当てはまる夫婦

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻届を提出した日において、夫婦が共に39歳以下
- ③ 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満(最新年度の所得証明書による。)*
- ④ 申請日において、夫婦のいずれかが補助の対象に係る住宅に居住し、かつ、野田市内に住所を有している
- ⑤ 市税の滞納がない
- ⑥ 夫婦のいずれもが過去に国又は他の地方公共団体によるこの規則と同趣旨の補助金等(この規則に基づく補助金を含む。)の交付を受けていないこと
- ⑦ 夫婦いずれもが次に掲げる講座の受講等を令和8年度内に実施すること
 - ア ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講

※上記アからエの講座等の中からいずれか1つを選択し、夫婦ともに受講していただきます。

※申請日において貸与型奨学金を返済中である場合は例外あり。

(補助金額) 1夫婦につき

夫婦ともに29歳以下: 上限60万円

上記以外の39歳以下: 上限30万円

補助の対象となる費用

支払期間: 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

支払期間内に支払った次の住居費、引越費用の合計額で、1夫婦につき30万円、または60万円を上限とします。(支払期間内の支払いでも婚姻の届出をした日の60日前までに支払ったものは除きます。)

○住居費: 婚姻を機に、野田市に新たに住宅を取得し、または賃借する際に要した費用(住宅の取得費用または賃料(最大3か月分)、敷金、礼金、共益費(最大3か月分)及び仲介手数料)

○引越費用: 婚姻を機に、野田市内に引越しを行った際に、引越業者または運送業者へ支払った費用

必要書類・手続方法は、
裏面をご覧ください。

《問合せ先》

野田市 企画調整課 企画調整係
04-7197-5767 (直通)

野田市 HP
ページ番号
1016976



野田市結婚新生活支援事業補助金 申請手続

① 交付申請

次の書類を、申請書に添付して野田市企画調整課へ提出してください。

※受付は月曜から金曜日までの8:30から17:15まで（祝日、年末年始は除く）

◎対象となる要件や必要な提出書類の確認のため、**事前に必ず野田市企画調整課へご相談ください。（婚姻後、3か月を目安に早めにご相談ください。）**

	添付書類	確認
①	婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または婚姻届受理証明書	
②	最新年度の所得証明書（発行年度の開始の日が属する年の1月1日の住所地で発行） *1	
③	住居費に係る契約書及び領収書等の写しまたは補助対象経費の内容を確認できる書類 *2	
④	離職票の写しまたは退職証明書（離職した方で申請日に無職の場合）	
⑤	就業者（個人事業主を除く）分の住宅手当支給証明書 *2	
⑥	貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金の返済がある場合）	
⑦	納税証明書（市職員が確認することに同意いただければ不要です。）	
⑧	引越に係る領収書の写しまたは補助対象経費の内容を確認できる書類 *3	
⑨	扶助額等を証明する書類（生活保護法に規定する扶助を受け、または受けていた場合）	

*1 **野田市で所得証明書を発行でき**、かつ市職員が確認することに同意いただければ不要です。
（参考：R7年度→令和7年1月1日時点、R8年度→令和8年1月1日時点の住所地で発行）

*1 夫婦2人とも必要です。

*2 住宅取得または住宅賃借費用を申請する場合に必要です。

*3 引越費用を申請する場合に必要です。

※上記以外にも、書類の提出をお願いしたり、確認のためご連絡をさせていただく場合があります。

※**支払が済んでいない場合でも、補助対象経費の内容を確認できる書類を添付いただければ申請が可能です。その場合、請求書提出時に領収書等を添付していただきますが、申請時と請求時で金額が異なった場合、変更申請書の提出が必要となります。**

※申請書、変更申請書及び住宅手当支給証明書については、野田市ホームページから様式をダウンロードできます。

② 補助金交付（不交付）決定通知書の受取

審査の結果、補助金交付の可否が決まりましたら、申請者宛てに通知書を送付します。

③ 補助金交付請求書を提出

交付決定を受けた方は、補助金交付決定通知書に同封する「野田市結婚新生活支援事業補助金交付請求書」に記入・押印のうえ、野田市企画調整課へ提出してください。

なお、夫婦ともに講座の受講等を実施したことを証する書類（講座アンケート）を添付してください。

また、申請時に領収書等の添付がなかった場合、領収書等の添付が必要となります。

④ 補助金の振込

請求書の内容を確認し、市から補助金を振り込みます。